

～制度調査部情報～

2007年10月31日 全9頁

信託の会計処理②

制度調査部

鈴木 利光

信託の会計処理、新信託法の成立による整理へ

【要約】

- 企業会計基準委員会は、2007年8月2日付にて実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表した。
- 実務対応報告は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、2006年12月15日に公布された新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理を定めることをその目的としている。
- 実務対応報告により、事業信託、自己信託等、新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理が定められるとともに、これまで十分に議論されていなかった信託の連結財務諸表上の扱いが定められることとなった。
- 信託の連結財務諸表上の扱いについては、具体的には、信託は財産管理の機能を有することから通常は連結対象に含まれないが、一定の要件を満たす場合には連結対象に含まれることが明らかにされた。

【目次】

- VI. 委託者及び受益者の会計処理（新信託法による新たな類型の信託等） (P2)
 - 1. 【Q5】 事業の信託
 - 2. 【Q6】 受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）
 - 3. 【Q7】 自己信託
- VII. 【Q8】 受託者の会計処理 (P9)
- VIII. 適用時期等 (P9)

(以上、本レポート)

- I. はじめに
- II. 概念整理
 - 1. 信託とは
 - 2. 従来信託の会計基準等
 - 3. 従来信託の会計基準等における受益者の会計処理の取扱い
- III. 新信託法の概要
 - 1. 改正の背景
 - 2. 改正の要旨

IV. 実務対応報告の規定事項

V. 委託者及び受益者の会計処理（これまでの信託の一般的な分類による）

1. 【Q1】委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託（合同運用を除く）
2. 【Q2】委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託（合同運用を含む）
3. 【Q3】委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託（合同運用を除く）
4. 【Q4】委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託（合同運用を含む）

（以上、「信託の会計処理①」）

（注）本稿は、筆者著「信託の会計処理①」の続編である。

VI. 委託者及び受益者の会計処理（新信託法による新たな類型の信託等）

1. 【Q5】事業の信託

（1）新信託法による信託財産の範囲の拡大（「信託の会計処理①」P4. III. 2. (3) 参照）

- 新信託法では、信託行為の定めがあり、信託前に生じた委託者に対する債券に係る債務の引受けがされたときには、その債務が信託財産責任負担債務¹に含まれることが明示され（新信託法第21条第1項第3号）、負債も信託することができるようになった。

そこで、いわゆる「事業の信託」（積極財産と消極財産を一体化した事業自体の信託）²が可能となった。

- もっとも、その会計処理は基本的にこれまでの信託と相違はないと考えられている。すなわち、事業の信託は金銭以外の信託にあたることから、委託者兼当初受益者が単数の場合は本実務対応報告Q3に準じて、委託者兼当初受益者が複数の場合は本実務対応報告Q4に準じて処理をすることとなる。

（2）委託者兼当初受益者が単数の場合

- 前述のとおり、本実務対応報告Q3に準じて処理をする（「信託の会計処理①」P9. V. 3. 参照）。具体的には、以下のとおりである。

① 信託設定時

信託導管論により、信託設定時に損益は計上されない。

② 受益権の売却時

信託導管論により、当該事業を直接移転したものとみて売却処理の要否を判断する（事業分離等会計基準第14項乃至第16項、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第95項・第96項参照）。

¹ 「受託者が信託財産に属する財産をもって履行する財産をもって履行する責任を負う債務」をいう（新信託法第2条第9項）。

² 新信託法第21条第1項第3号・第2条第9項参照。

(仕訳例)³

(前提事実)

- 1) 以下の事業を信託した。
 - ・事業を構成する個々の資産の帳簿価額は、計 150、負債は 30
 - ・事業を構成する個々の資産の時価は、計 180、負債は計 30
 - ・事業自体の時価は 225
- 2) 質的に単一な受益権 40%を 90 (225×40%) で売却

借方科目	金額	貸方科目	金額
受益権	120	資産	150
負債	30		
現金	90	資産	48
負債	12	売却益	54

③ 期末時

信託導管論により、**総額法**（「信託の会計処理①」P9. V. 3. (3) 参照）による。

- ただし、委託者兼当初受益者が単数である事業の信託であっても、**次のような場合**には、信託導管論によることは困難であることから、個別財務諸表上、受益権を当該信託における**有価証券**とみなして処理をする（「信託の会計処理①」P10. V. 3. (3) (4) 参照）。
- すなわち、受益者（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む）が当該受益権を取得したときは**有価証券の取得**とみなして処理をし、受益権を売却したときは**有価証券の売却**とみなして売却処理を行うかどうかを判断し、期末時においては受益権を当該信託に対する**有価証券の保有**とみなして処理をする⁴。

- 1) 受益権が優先劣後等のように質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により受益者が複数となる場合（金融商品会計実務指針第 100 項 (2)）
- 2) 受益権の譲渡により受益者が多数となる場合（金融商品会計実務指針第 100 項 (1) ただし書き）

また、上記 1) 2) の場合、連結財務諸表上当該信託を「子会社」又は「関連会社」として取り扱うかどうかについては、「信託の会計処理①」P7. V. 2. (3) に準ずるものとしている。

³ ASBJ 議事要旨を参考に大和総研制度調査部作成

⁴ もっとも、このような場合でも、委託者兼当初受益者が受益権を売却するときは、当該受益権を直接移転したものとみて売却処理の要否を判断する（P. VI. 1. (2) ②参照）。

(3) 委託者兼当初受益者が複数の場合

- 前述のとおり、本実務対応報告 **Q4に準じて** 処理をする（「信託の会計処理①」P11. V. 4. 参照）。具体的には、以下のとおりである。

① 信託設定時

各委託者兼当初受益者は受託者に対しそれぞれの事業を移転し、受益権を受け取ることとなるため、**共同新設分割における分離元企業の会計処理**（事業分離等会計基準第17項・第20項・第23項、「企業結合に係る会計基準」三3（7））に準じるものとする。

（仕訳例）⁵

（前提事実）

- A社及びB社は、それぞれ以下の事業を信託した。

	A社	B社	合計
事業を構成する個々の資産の帳簿価額			
資産	70	30	100
負債	14	6	20
事業を構成する個々の資産の時価			
資産	84	36	120
負債	14	6	20
事業自体の時価	105	45	150

- 1) **A社**（信託が「子会社」となる場合）：（個別財務諸表上、原則として移転損益は認識しない）

借方科目	金額	貸方科目	金額
受益権	56	資産	70
負債	14		

- 2) **B社**（信託が「関連会社」となる場合）：（個別財務諸表上、原則として移転損益は認識しない）

借方科目	金額	貸方科目	金額
受益権	24	資産	30
負債	6		

⁵ ASBJ 議事要旨を参考に大和総研制度調査部作成

- ※) B社（信託が「関連会社」にもならない場合）：（個別財務諸表上、原則として移転損益が認識される）

借方科目	金額	貸方科目	金額
受益権	45	資産	30
負債	6	売却益	21

② 受益権の売却時及び期末時

本実務対応報告 Q4 に準じて処理をする（「信託の会計処理①」P11. V. 4. (2) 参照）。

（仕訳例/売却時）⁶

（前提事実）

- A社及びB社は、それぞれ以下の事業を信託した。

	A社	B社	合計
事業を構成する個々の資産の帳簿価額			
資産	70	30	100
負債	14	6	20
事業を構成する個々の資産の時価			
資産	84	36	120
負債	14	6	20
事業自体の時価	105	45	150

- A社は、質的に単一な受益権の一部（受益権全体の8%）を売却した。

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	12(※1)	受益権	6.4(※2)
		売却益	5.6

(※1) $150 \times 8\%$

(※2) 56 (A社の受益権の簿価) $\times 8/70$

また、上記の場合、連結財務諸表上当該信託を「子会社」又は「関連会社」として取り扱うかどうかについては、「信託の会計処理①」P7. V. 2. (3) に準ずる。

⁶ ASBJ 議事要旨を参考に大和総研制度調査部作成

2. 【Q6】受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）

(1) 新信託法による目的信託の「導入」（「信託の会計処理①」P4. Ⅲ. 2. (2) ②参照）

- 新信託法により、目的信託が「導入」された（新信託法第 258 条乃至第 261 条参照）。
旧信託法では、目的信託は公益信託を除いて認められていなかったが、公益信託以外にも受益者の定めのない信託を許容することにより、厳密な意味での公益信託とはいえない社会活動の受け皿として利用可能とすることを目的として「導入」されている。

(2) 会計上の取扱い

- 原則として、**委託者の財産**として処理することが適当であるとされる。
目的信託は委託者がいつでも信託を終了できるなど、通常の信託とは異なるためである。
- ただし、信託契約の内容等からみて、委託者に経済的効果が帰属しないことが明らかであると認められる場合には、もはや委託者の財産ではないものとして処理することとされる。

3. 【Q7】自己信託

(1) 新信託法による自己信託の導入（「信託の会計処理①」P4. Ⅲ. 2. (2) ①参照）

- 新信託法では、信託契約による設定又は遺言による設定に加えて、信託宣言による設定（自己信託）ができる（新信託法第 3 条第 3 号）。自己信託のメリットは、企業が自己に設定した信託を担保にすることで、低コストで資金調達をすることを可能とする点にあるといわれている。
- しかし、自己信託については導入に慎重論が絶えなかった。
例えば、事業の信託と組み合わせて、不振事業を自ら信託することにより当該不振事業を貸借対照表から切り離し、投資家の判断を誤らせるのではないかという懸念があったからである。
- そこで、自己信託については、新信託法の施行日（2007 年 9 月 30 日）より 1 年間は適用されないこととされた（新信託法付則第 2 項）（「信託の会計処理①」P2. I. 参照）。

(2) 会計上の取扱い・総論

- 基本的には他者に信託した**通常の信託と相違はない**と考えられている。
すなわち、自己信託は**委託者兼当初受益者が単数の信託**にあたることから、金銭の信託の場合は本実務対応報告 Q1 に準じて、金銭以外の信託の場合は本実務対応報告 Q3 に準じて処理をすることとなる。
- もっとも、受託者が受益権の全部を固有財産⁷で有する状態が 1 年間継続した場合、信託は終了する（新信託法第 163 条第 2 号）。とすれば、受益権の全部につき委託者が当初受益者となる場合の自己信託においては、受益権の一部を 1 年以内に売却することが通常であると考えられる。従って、自己信託の場合、受益権を売却していないときでも**売却を前提とした会計処理（※9）**をすることが適当であるとされる。

⁷ 「受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でない一切の財産」をいう（新信託法第 2 条第 8 項）。

(※9) 本実務対応報告では、具体例として以下の事例を挙げている。

1) 満期保有目的の債券を自己信託した場合

保有目的の変更があったものとして取り扱う（金融商品会計実務指針第83項）。

2) 固定資産を自己信託した場合

「固定資産の減損に係る会計基準」の適用にあたり、他の資産又は資産のグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱う（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第8項）

- また、自己信託の場合、委託者と受託者が同一であり、外部からは信託財産の移転が見えにくい。そのため、自己の貸借対照表上に計上されることとなる自己信託の信託財産に属する財産について、追加情報として、その貸借対照表額及び自らが委託者兼受託者である**自己信託の財産に属する旨の注記**を行うことが適当であるとされる。

(3) 信託設定時（委託者兼受託者＝当初受益者の場合）

- 前述のとおり、金銭の信託の場合は本実務対応報告**Q1に準じて**（「信託の会計処理①」P6. V. 1. (1) 参照）、金銭以外の信託の場合は本実務対応報告**Q3に準じて**（「信託の会計処理①」P9. V. 3. (1) 参照）処理をすることとなる。
従って、信託導管論により、信託設定時に損益は計上されない。

(4) 受益権の売却時及び期末時（委託者兼当初受益者の会計処理）

- 原則的な取扱いは以下のとおりである。

① 売却時

前述のとおり、金銭以外の信託の場合は本実務対応報告**Q3に準じて**（「信託の会計処理①」P9. V. 3. (2) 参照）処理をすることとなる。

従って、信託導管論により、受益者は信託財産を直接保有していたものとみて**消滅の認識（又は売却処理）**（金融商品会計基準第9項、不動産流動化実務指針第19項乃至第20項）の**要否を判断**する。

② 期末時

1) 金銭以外の信託の場合

前述のとおり、本実務対応報告**Q3に準じて**（「信託の会計処理①」P9. V. 3. (3) 参照）処理をすることとなる。

従って、信託導管論により、**総額法**による。

2) 金銭の信託の場合

他者に信託した通常の信託と同様に会計処理をする。

- ただし、次のような場合には、下記①②の会計処理をするものとされる。

- 1) 受益権が優先劣後等のように質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により受益者が複数となる場合（金融商品会計実務指針第100項（2））
- 2) 受益権の譲渡により受益者が多数となる場合（金融商品会計実務指針第100項（1）ただし書き）

① 売却時

信託財産を直接保有していたものとみて**消滅の認識（又は売却処理）**（金融商品会計基準第9項、不動産流動化実務指針第19項乃至第21項、金融商品会計実務指針第291項）**の要否を判断**する。

② 期末時

個別財務諸表上、受益権を当該信託における**有価証券の保有**とみなして評価する。

また、連結財務諸表上当該信託を「子会社」又は「関連会社」として取り扱うかどうかについては、「信託の会計処理①」P7. V. 2. (3)に準ずるものとしている。

(5) 他から受益権を譲り受けた受益者の会計処理（「信託の会計処理①」P10. V. 3. (4) 参照）

- 原則的な取扱いは以下のとおりである。
信託導管論により、**各フェーズにて以下の処理**をする。

1) 受益権の取得時

信託財産を直接取得したものとして会計処理をする。

2) 受益権の売却時

信託財産を直接保有していたものとみて**消滅の認識（又は売却処理）**（金融商品会計基準第9項、不動産流動化実務指針第19項・第20項）**の要否を判断**する。

3) 期末時

個別財務諸表上、**総額法**による会計処理をする。

なお、金銭の信託の場合は、他者に信託した通常の信託と同様に会計処理をする。

- ただし、**次のような場合**には、信託導管論によることは困難であることから、**受益権を当該信託に対する有価証券とみなして処理**をする（当該受益権を取得したときは**有価証券の取得**とみなして処理をし、受益権を売却したときは**有価証券の売却**とみなして売却処理を行うかどうかを判断し、期末時には受益権を当該信託に対する**有価証券の保有**とみなして処理をする）。

- 1) 当該信託に係る受益権が質的に異なるものに分割されている場合
- 2) 受益者が多数となる場合

また、上記 1) 2) の場合、連結財務諸表上当該信託を「子会社」又は「関連会社」として取り扱うかどうかについては、「信託の会計処理①」P7. V. 2. (3) に準ずるものとしている。

Ⅶ. 【Q8】受託者の会計処理

- 新信託法第 13 条は、「信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」と定める。
従って、(一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づくことはなんら妨げられないものの、) 明らかに不合理であると認められる場合を除き、信託における受託者の会計は、信託行為の定め(信託契約等)に基づいて行うこととする(※10)。

(※10) 受託者が信託行為の定めに基づく会計を行っている場合といえども、受益者の会計処理は、原則として、一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく必要があるとされる。

- ただし、次のような場合は、原則として、一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて行うこととされる。
次のような場合には多数の利害関係者の存在が想起され、財務報告をより重視する必要があると考えられているためである。

- 1) 限定責任信託(新信託法第 216 条)
- 2) 受益者が多数となる信託

Ⅷ. 適用時期等

- 受益者が信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うとき(信託導管論)には、当該受益者と当該信託との取引は内部取引として消去される。
- 本実務対応報告は、原則として、新信託法の施行日(2007年9月30日)以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託であって信託の変更により新信託法の適用を受ける信託(「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第3条)について適用される。
ただし、受益者は、新信託法の施行日前に効力が生じ、なお従前の例によるとされている信託についても、本実務対応報告を適用することが出来る。

以上